

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があつた。

令和七年六月十二日

神奈川県選挙管理委員会
委員長 保 阪 努

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資 金 管 理 団 体 の 名 称
----------------------	-------------------

取消年月日

穴田 龍洋	穴田たつひろ後援会
-------	-----------

七、三、二三

加藤 堯久	国際生活文化研究会
-------	-----------

六、一二、二八

竹原 脩平	竹原脩平後援会
-------	---------

七、三、二五

内藤 登明	県央新都市研究会
-------	----------

六、一二、三一

山本 朋広	紅志会
-------	-----

七、二、二八

(二) 法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資 金 管 理 団 体 の 名 称
----------------------	-------------------

資金管理団体で なくなつた年月日

安野
哲司

安野裕子後援会

六、
六、一〇